

参考資料

浦安市高次脳機能障がい相談支援体制整備事業等補助金交付要綱（平成31年告示第43号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条）			別表（第2条）		
補助事業名	補助対象経費	補助上限額	補助事業名	補助対象経費	補助上限額
高次脳機能障がい相談支援体制整備事業	社会福祉士等の資格を有する相談員、作業療法士及び臨床心理士の給料	<u>14,000,000円</u>	高次脳機能障がい相談支援体制整備事業	社会福祉士等の資格を有する相談員、作業療法士及び臨床心理士の給料	<u>18,000,000円</u>
	夜勤を行う看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の夜勤手当	<u>2,437,000円</u>		夜勤を行う看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の夜勤手当	<u>2,677,000円</u>
	啓発活動及び研修に要する報償費、消耗品費、使用料及び賃借料並びに負担金、補助及び交付金	<u>1,005,000円</u>		啓発活動及び研修に要する報償費、消耗品費、使用料及び賃借料並びに負担金、補助及び交付金	<u>1,125,000円</u>
緩和ケア病床環境整備事業	緩和ケア病床に配置される医師及び看護師等の給料及び夜勤手当	<u>8,000,000円</u>	緩和ケア病床環境整備事業	緩和ケア病床に配置される医師及び看護師等の給料及び夜勤手当	<u>10,000,000円</u>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。